

令和５年度発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)
成果報告書

実施機関名（三重県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

(1) 本県の状況

小中学校における通級による指導について、教室の設置数及び通級による指導を受ける児童生徒数は、年々増加している（令和５年度現在：111 教室）。その一方で、高等学校での設置数は、令和５年度現在で３校に留まっている。

小中学校で通級による指導を受ける多くの児童生徒が、高等学校に進学することを考えれば、高等学校での通級による指導に関するニーズに対応するためにも、通級による指導の実施校の拡大など、支援体制の充実は喫緊の課題である。

【通級による指導を受けている児童生徒数】 (毎年度５月１日現在)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	教室数	61	63	65	72	80	85	90
	児童数	811	800	882	896	1,006	988	1,066
中学校	教室数	6	7	9	14	16	18	21
	生徒数	61	79	83	126	178	195	235
高等学校	教室数	－	－	1	1	2	2	3
	生徒数	－	－	13	13	26	25	35
合計	教室数	67	70	75	87	98	105	114
	児童生徒数	872	879	978	1,035	1,210	1,208	1,336

(2) 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ

本県では、平成26年度末に試行的に中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを実施し、今年度末で10年目を迎えた。結果は、以下のとおりであり、令和４年度末における引継ぎ実施数は262名分である。

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（文部科学省 令和４年12月）」では、高等学校に在籍する「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた生徒数の割合は、2.2%となっている。令和５年度の県立高等学校入学生は11,023人であり、その2.2%は約243名となることから、上述の262名という数値を踏まえると、本県では、学習上又は行動上著しい困難のある生徒に関する支援情報がほぼ引き継がれていると考えることができる。

【中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ数】 (単位：人)

年度	H26 末 (試行)	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末	R2 末	R3 末	R4 末
引継ぎ数の合計	56	86	128	134	170	179	210	262	262

（３）高等学校における通級による指導

高等学校における通級による指導は、県立高等学校定時制課程３校（県立伊勢まなび高等学校、県立みえ夢学園高等学校、県立北星高等学校）で実施しており、令和６年度から県立紀南高等学校（全日制課程）で開始する予定である。特別な支援が必要な生徒は、どの学校にも在籍していると考えられることから、引き続き、全日制課程における通級による指導の実施校を拡大する必要がある。

高等学校においては、通級による指導を実施するにあたって、有識者等から発達障害支援や自立活動に関して指導・助言を受けるなど、実施校をサポートする「通級指導専門性充実検討会議」を設置しており、令和５年度は４回実施した。本会議では、通級による指導の導入時の課題として、高等学校の教員が通級による指導の経験がほぼないことから、特別支援教育や発達障害支援などについて、一定の学ぶ時間が必要であるとの指摘があった。

また、通級による指導を実施する学校においては、通級による指導担当教員と担任の教員、教科担当の教員との間で、十分に連携できていない状況があり、通級指導担当教員の不安や負担感につながっているとの報告もあった。そのため、学校全体で連携・協力できる校内支援体制の整備を併せて進める必要がある。

「令和４年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると、発達障害を含む特別な支援を必要とする多くの生徒が大学等へ進学している。大学への聞き取りを実施したところ、学生からの相談内容は学習や生活、就職に関することなど様々であること、これらの相談に対して大学等の支援センター等では、学生の状況に合わせて週１から月１のペースで定期的に面談し、スケジュールの確認や困っていることへのアドバイス等を行っていることが分かった。学生が、「合理的配慮」等の支援を受けるためには、自ら支援センター等に求める必要があることから、高等学校在籍中から自身の困難さを理解することとともに、学ぶために必要な支援を受けることは特別なことではなく、当たり前のこととして認識し、自ら支援を求める力を身に付ける必要がある。

２．目的・目標

（１）高等学校における巡回指導の実施に向けた取組

巡回指導を担当する教員として、自校通級を実施する高等学校の教員や特別支援学校の教員等（発達障害支援員など外部支援員も含む）、どのような立場の者が実施すれば効果的・効率的な指導につながるかを検証する。

（２）高等学校における巡回指導を効果的に進めるための校内支援体制の整備

巡回指導は、外部から教員等が来校して生徒を指導することから、生徒の対応を巡回指導の担当教員に任せてしまうことがないように、当該校の特別支援教育コーディネーターを中心として、通常の学級や教科担当の教員との連携を強化するなど、校内支援体制の整備に係る具体的な手立てを構築する。

（３）高等学校における巡回指導に関する教員等への効果的な理解啓発の方法

巡回先の高等学校に、連絡・調整する担当教員を指名して、情報共有等を進めることで、当該校での校内支援体制の整備とともに、通級による指導の必要性や具体的な指導内容、効果等を示すことにより、他の教員等への理解啓発を図る。

(4) 通級による指導担当教員の専門性向上のための研修等の機会の充実及び通級による指導等の担当教員に係るサポート体制の構築

通級による指導担当教員について、経験年数ごとの発達障害支援に係る研修プログラムを大学等と連携して実施する。

本県では、発達障害支援に係る実践経験が豊富な教員数が未だ十分でない状況があることから、各地域において、経験の浅い教員等に対して発達障害支援に係る指導的立場となる教員（以下「発達障害支援メンター」という。）を養成する。

また、小中学校・高等学校において、特別支援教育に関する経験の浅い教員への指導・助言など、サポート体制の充実を図るため、市町等教育委員会の指導主事等と協議する「発達障害支援メンター活用連絡協議会」を設置する。

3. 実施体制

(1) 運営協議会

① 参加者

所属・職名
三重大学教育学部教授
県立子ども心身発達医療センター医長
発達障害支援員スーパーバイザー ※1
三重県立かがやき特別支援学校・校長
三重県立かがやき特別支援学校コーディネーター・教諭
三重県立みえ夢学園高等学校 通級による指導担当教員・教諭
三重県子ども・福祉部・障がい福祉課・主事
三重県教育委員会事務局・研修推進課・課長補佐兼班長
三重県教育委員会事務局・高校教育課・指導主事
三重県教育委員会事務局・特別支援教育課・指導主事
三重県教育委員会事務局・特別支援教育課・指導主事

※1：「発達障害支援員スーパーバイザー」は、臨床発達心理士等の資格を持つ発達障害支援コーディネーターである「発達障害支援員」（主に、高等学校における巡回相談や特別支援教育の推進を行っている）に対して指導・助言を行う。

② 開催実績

回	参加者	実施日	研修形態	内容
1	・三重大学教育学部教授 ・県立子ども心身発達医療センター医長 ・発達障害支援員スーパーバイザー	6月2日	オンライン	・県内発達障害支援体制 ・効果的かつ効率的な巡回指導の実施 ・高等学校における巡回指導に関する教員等への効果的な理解啓発の方法
2	・県立かがやき特別支援学校校長 ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター ・通級による指導担当教員 ・県子ども・福祉部障がい福祉課担当者 ・三重県教育委員会事務局・研修推	11月27日		・通級による指導担当教員等研修講座の進捗報告 ・巡回指導の進捗状況 ・発達障害支援メンターの活用 ・高等学校における通級による指導 ・チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」の確認

3	進課・課長補佐兼班長 ・三重県教育委員会事務局・高校教育課・指導主事	3月15日		・今年度の成果報告
---	---------------------------------------	-------	--	-----------

(2) 巡回指導スーパーバイザーの指名

① 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

元鳥取少年鑑別所長、元宮川医療少年院長（平成 21 年 3 月退官）、三重県教育委員会発達障害支援員スーパーバイザー、四日市市教育委員会教育支援課スーパーバイザー、宇部フロンティア大学臨床教授、日本 LD 学会代議員・編集委員 特別支援教育士スーパーバイザー（学会連携資格）

② 活動内容

巡回指導について助言する立場として、下記の機会に助言をいただいた。

- ・ 発達障害支援情報交換会において、巡回指導を実施する発達障害支援員や特別支援学校特別支援教育コーディネーターに対して、発達障害支援に係る困難なケースについて指導・助言する。
- ・ 通級指導専門性充実検討会議において、高等学校における通級による指導担当教員に対して、対象生徒の適切な支援の方法等について指導・助言する。
- ・ 運営協議会に参加し、巡回指導や発達障害支援に係るサポート体制について指導・助言する。

(3) 専門家の活用

① 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

○ 三重大学教育学部教授

日本特殊教育学会、日本 LD 学会、日本児童青年精神医学会、日本犯罪心理学会、日本教育心理学会 各会員 等

○ 皇學館大学教育学部准教授

臨床心理士、学校心理士、上級教育カウンセラー、ガイダンスカウンセラー 等

② 配置状況、活動内容

- ・ 三重大学教授は、発達障害支援メンター養成のための研修に係る講義等を行う。また、各地域における発達障害支援に係る困難なケースについて、発達障害支援メンターと連携・協力して指導・助言するとともに、運営協議会に参加し、巡回指導や発達障害支援に係るサポート体制についても指導・助言する。
- ・ 皇學館大学准教授は、通級指導専門性充実検討会議に参加し、高等学校における通級による指導担当教員に対し、対象生徒の適切な支援の方法について指導・助言する。

4. 取組概要・成果（取組全体の概要図は、別添参照）

(1) 高等学校における巡回指導の実施に向けた取組

令和 5 年度は、県立 A 高等学校及び県立 B 高等学校において、発達障害支援員が行う巡回指導の実施に向けて、試行的に指導・支援を実施した。発達障害支援員は専門的な知識や経験を生かし、適切な指導・支援を実施することができた。

① 発達障害支援員について

発達障害支援員は、特別な支援が必要な生徒に対して専門的な知識や経験を持ち、要請に応じて高等学校を巡回して相談等を行う。

- ・ 任用人数：4名（心理士3名、元特別支援学校教員1名）
- ・ 令和4年度要請回数：421回

＜発達障害支援員の役割＞

- ・ 実態把握及び心理検査の実施と、教員等への指導に関する助言
- ・ 本人及び保護者との面談
- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成支援
- ・ 各関係機関との連携
- ・ 校内研修会の講師

② A高等学校における巡回指導

- ・ 高等学校の教員免許を所持している発達障害支援員を派遣
- ・ 教育相談（実態把握）を4月から毎月1回実施
- ・ 11月から原則月2回の指導・支援を実施
- ・ 担任又は特別支援教育コーディネーターが同席

＜取組状況＞

実施日	生徒の実態	指導目標	取組
11月21日 12月4日 12月20日 1月11日 1月23日 2月6日 2月20日 3月7日 3月25日	・ 学習に対して真面目に努力している。 ・ 学習について、結果が出ないと、自分を責めてパニックを起こす。 ・ 自分の思いや感情を表現することが苦手である。	・ 自己肯定感を高める。 ・ 自分の思いを適切に表現することができる。	・ 勉強した時間や学習した問題集のページ数等を記録し、振り返る。 ・ 学習の記録を基に、テスト結果を分析する。 ・ 学校生活において、困ったこと等を相談し助言を得る。
○主な成果 ・ 勉強した時間や学習内容の記録を作成することで、努力している自分に少しずつ注目できるようになった。 ・ 指導者とともに、学習の記録とテスト結果を分析し、比較することで、テスト結果を冷静に受け止められるようになってきた。 ・ 指導者に対して、自分の思いを少しずつ話せるようになってきた。			

③ B高等学校における巡回指導について

- ・ 高等学校の教員免許を所持している発達障害支援員を派遣
かがやき特別支援学校特別支援教育コーディネーターが同行
- ・ 教育相談（実態把握）を4月から毎月1回実施
- ・ 1月から原則月1～2回の指導・支援を実施
- ・ 担任又は特別支援教育コーディネーターが同席

<取組状況>

実施日	生徒の実態	指導目標	取組
1月16日 1月29日 2月15日 2月28日 3月14日	・ ASDの傾向がある。 ・ イライラすると自分の気持ちを抑えられない。 ・ 何事にも真面目に取り組む、指示を言葉どおりに捉える。 <例>体育のときに大きな声で発声しながら体操をし、同じようにしていない友だちに苛立ちを感じる。	・ 自分と他人とは考え方が違うことを知る。 ・ 気持ちが落ち着かないとき、自分からクールダウンを求めることができる。	・ 学校生活において困ったこと等を相談し助言を得る。 ・ クールダウンできる場所を確認する。 ・ クールダウンの許可の求め方を確認する。 ・ トラブルが起こった時に、相手生徒の気持ちに気付く手立てを考える。
○主な成果 ・ 自分と他人の考え方が違うことを知ることで、苛立つことが少なくなっている。 ・ 在学中にクラスの中で友達をつくることを目標にしているので、通級による指導は、周りの生徒の気持ちをよく考えることへの意欲を高めることにつながっている。 ・ 特別支援学校特別支援教育コーディネーターが巡回指導の取組内容を「取組インフォメーション」としてまとめ、巡回先校の教員と共有することができた。			

(2) 通級による指導担当教員の専門性向上のための研修等の機会の充実及び通級による指導等の担当教員に係るサポート体制の構築

① 指導的立場の教員等の育成（発達障害支援メンター研修）

本県では、令和2年度から発達障害支援に関する専門性の向上を図るため、各地域、学校において発達障害支援に係る指導的立場となる「発達障害支援メンター」を養成する研修講座を開催している。また、発達障害支援メンター活用連絡協議会を開催し、その活用方法等について検討した。

【発達障害支援メンター養成研修（第2期後期分 15 講座と情報交換会）】

回	対象	実施日	研修形態	内容
1 ～ 15	・通級による指導担当 教員 ・特別支援学校の教員 ・市町教育委員会指導 主事（第4ステージ）	6月6日 6月20日 7月11日 7月27日＊ 8月1日＊ 8月7日＊ 8月21日＊ 8月24日＊ 8月29日＊ 9月29日 10月18日 11月21日 12月25日＊ 12月26日 2月2日	集合研修 オンライン	講師：三重大学教育学部教授 松浦 直己 講義： 精神障害の基礎① 精神障害の基礎② 統合失調症 双極性障害及び抑うつ障害 パーソナリティ障害摂食障害① パーソナリティ障害摂食障害② ストレス関連障害、解離性障害 物質関連障害 精神障害の薬物療法 学校での認知行動療法 対人援助スキル 対応の難しい子ども、保護者に対して 福祉との連携 司法との連携 医療との連携① 医療との連携②

○主な成果

- ・令和2年度から令和3年度にかけて、発達障害支援に係る高度な指導・支援などの専門性を身につけ、各地域の発達障害支援の中心として指導的立場となる発達障害支援メンター15名を養成する研修を行った。令和4年度から令和5年度にかけては、第2期生15名を養成した。
- ・この研修では、発達障害に係る障害特性やその背景など、DSM-5（精神疾患の診断・統計マニュアル第5版）に基づいた内容を受講し、発達障害の理解と対応について学ぶことができた。
- ・第1期及び第2期の発達障害支援メンターが参加する、合同ケース検討会、活動報告会を行い、情報共有することで今後の活動に生かすことができた（＊の日に実施）。

【令和4年度発達障害支援メンター活用状況】（令和5年7月）

（単位：回）

	回数※2	内容				
		実態把握	教員への 指導支援	会議、研修 会における 助言者及び 講師	保護者 相談	就学相談
各市	193	80	34	42	87	70
特別支援学校	247	161	164	11	7	61
合計	440	241	198	53	94	131

○主な成果

- ・特別な支援を必要とする児童生徒に対して、ニーズを踏まえた適切な支援ができるようになってきている。
- ・発達障害支援メンターが特別支援教育コーディネーターを担当する特別支援学校では、特別支援学校のセンター的機能として地域支援の場面で専門性を発揮している。

※2：1回の支援で複数の支援を行う場合があるため、内容の合計数は回数と一致しない。

② 通級による指導担当教員の専門性向上のための研修（研修の詳細は別紙参照）

研修名	講座数	対象	内容
発達障害専門研修	8 講座	通級による指導担当教員 高等学校・特別支援学校の教員等	・通級による指導の基礎・基本（オンデマンド） ・通常の学級の担任と通級による指導担当教員等との連携（オンライン講義） ・発達障害の特性に応じた教科指導における教材、教具の工夫（講義・演習） ・特別支援学校のセンター的機能の活用（オンデマンド）
発達障害実践研修	12 講座	通級による指導担当教員 高等学校・特別支援学校の教員等	・発達障害のある児童生徒の実態把握・支援の方法（講義・演習） ・発達障害のある児童生徒の評価（講義・演習） ・発達障害を理由とする不登校の発達障害支援の方法（講義）
発達障害エリア研修	5 地域で実施（2 講座ずつ）	各地域の通級による指導担当教員（発達障害専門研修及び発達障害実践研修受講者） 各地域の特別支援学校特別支援教育コーディネーター	・各地域の通級による指導担当教員と特別支援学校特別支援教育コーディネーターが、支援の状況に関する情報を共有（演習） ・各地域における発達障害支援に係る事例検討（演習） ・発達障害支援メンターによる通級による指導担当教員等への指導・助言（講義・演習）
発達障害支援研修	2 講座	通級による指導担当教員（発達障害専門研修及び発達障害実践研修受講者） 高等学校・特別支援学校の教員等	・県立子ども心身発達医療センターの医師等による、発達障害支援に係る指導・助言（オンラインに講義） ・同センター併設の県立かがやき特別支援学校が行う、医療と連携した支援に関する発達障害支援実践報告会（講義）

特別支援学級等新担当教員研修	10 講座	特別支援学級及び通級による指導を新たに担当する教員	・障害種別研修（講義） ・ネット DE 研修（県内の教職員が学校から e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修） ・特別支援教育基礎講座（講義）
○主な成果 ・発達障害専門研修として、教員の資質向上に関する指標を基に、発達障害支援に関する経験やニーズに対応した研修を実施することで、専門性の向上につなげることができた。特に経験の浅い教員（第 1・2 ステージ）は、小学校での通級による指導の実際や発達障害のある児童生徒の身体の動かし方など、具体的な指導方法を学ぶことができた。 ・発達障害実践研修として、教員の資質向上に関する指標を基に、発達障害支援に関する経験やニーズに対応した研修を実施することで、専門性の向上につなげることができた。特に、中堅の教員は、言語障害やコミュニケーション症など、発達障害についての医学的な知識を研修することができた。また、大学教授を交えた事例検討などを行うことで、その後の指導に役立てることができた。 ・発達障害エリア研修として、通級による指導担当教員と特別支援学校特別支援教育コーディネーターが、指導方法や関係機関の情報等を共有する場を設けた。特別支援学校特別支援教育コーディネーターが経験した事例などを踏まえて話したことで、エリア内での連携が深まるなど、特別支援学校のセンター的機能の活用につながったと考えられる場面もあった。 ・通級による指導の経験の豊かな教員や特別支援学校特別支援教育コーディネーターが、経験の浅い教員に対して指導方法や教材等を具体的にアドバイスすることで、専門性の向上につなげることができた。 ・発達障害支援研修として、かがやき特別支援学校あすなろ分校や県立子ども心身発達医療センター職員による医療と連携した発達障害支援の実践や講演を聞くことで、児童生徒の実態を踏まえた多様な支援の状況を知る機会となり、専門性の向上につなげることができた。 ・特別支援学級等新担当教員研修として、特別支援学級や通級による指導を新たに担当する教員が、各自で必要な講座を選択し受講することで、障害の特性や適切な支援の方法及び特別支援学級の経営等について具体的事例等を幅広く学び、専門性の向上につなげることができた。			

③ 通級による指導等の担当教員に係るサポート体制の構築

○ 高等学校における通級による指導等専門性充実検討会議

回	参加者	実施日	場所等	内容
1	・発達障害支援員 ・発達障害支援員スーパーバイザー ・皇學館大学准教授 ・高等学校特別支援教育コーディネーター ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター ・通級による指導担当教員	5月12日	オンライン	・今年度の取組 ・各校の取組状況の確認
2		10月27日	県立伊勢まなび高等学校	・伊勢まなび高等学校における通級による指導（授業参観と事後協議）
3		2月8日	県立みえ夢学園高等学校	・先進校視察報告 ・みえ夢学園高等学校における通級による指導（授業参観と事後協議）
4		2月19日	オンライン	・今年度の取組の成果と課題 ・県立紀南高等学校における通級による指導の準備の進捗状況 ・次年度の高等学校における通級による指導について

○主な成果

- ・伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校の授業を参観し、自立活動の指導に関する状況を共有することで、両校を含めた参加校の今後の指導につなげることができた。
- ・特別支援学校玉城わかば学園のセンター的機能による伊勢まなび高等学校への支援、稲葉特別支援学校によるみえ夢学園高等学校への支援に関する取組を共有するとともに、助言者から専門的な指導・助言を得ることで、生徒への支援の方法や特別支援学校の高等学校への支援の進め方等について考えを深めることができた。
- ・島根県や岐阜県、兵庫県への先進校視察の結果を報告することで、他県での通級による指導の現状や課題などを各校で共有し、令和6年度に通級による指導を実施する予定の紀南高等学校が参考とすることができた。
- ・紀南高等学校が、通級による指導を始めるにあたっての準備や悩みなどを伝えることで、専門的な知見のある参加者から助言を得ることができた。

○ VR機器を活用したソーシャルスキルトレーニング

回	参加者	実施日	場所等	内容
1	・高等学校における通級による指導担当者 ・VR機器開発業者	8月8日	オンライン	・VR機器を活用した指導方法 ・VR機器の活用に係る留意点
2		11月7日	県立みえ夢学園高等学校	・VR機器を活用した通級による指導の授業参観 ・今年度の取組の反省と今後の取組

○主な成果

- ・文章や絵、写真だけでは状況を理解しにくい生徒が、VR機器を活用することで映像を見て時系列に考えを整理することができるようになった。
- ・VR機器のコンテンツに選択肢があることで、他の選択肢を見て自分の考え方を整理し、相手の意見を受け入れることができるようになってきた。
- ・不登校を経験したことのある生徒は、小中学校時代に体験してこなかった友達との関わりについてVR機器で体験することができた。また、疑似体験をした生徒同士で話し合うことができた。
- ・VR機器を複数名で使用した後、話し合う機会を持つことで、自分の考え方を相手に伝える練習ができた。
- ・面接練習等にVR機器を用いることで、より本番に近い形で練習することができた。

○ 書籍及び教材の購入

高等学校における通級による指導の担当教員の専門性の確保や、より良い指導・支援につながるよう、必要な書籍や教材を購入し活用した。

	書籍	教材
購入点数	94 点	46 点

○ 先進校視察

高等学校への通級による指導の巡回指導導入の経緯や効果、課題等を知り、本県の支援体制の整備を進める上での参考とするため、先進校視察を行った。詳細は以下のとおり。

期日	訪問先	目的
10月23日～ 10月24日	島根県庁 島根県立松江北高等学校 島根県立松江農林高等学校	・全日制高等学校への通級による指導導入の経緯や効果、課題等を知る。 ・県全体の高等学校における通級による指導に関する取組状況を知る。 ・高等学校における巡回指導に関して、県全体での取組状況を知り、今後の取組の参考とする。

11月24日	岐阜県立飛騨高山高等学校岡本キャンパス	・通級による指導の通信制高等学校への導入の仕方 や効果、課題等を知る。
12月3日	岐阜県立華陽フロンティア高等学校	・通信制高等学校での通級による指導に関する授業 を参観し、本県での実践の参考とする。
1月17日	兵庫県立西宮香風高等学校	・高等学校への通級による指導導入の経緯や取組状 況とともに、効果と課題等について知る。 ・定時制高等学校での通級による指導に関する授業 を参観し、本県での実践の参考とする。
○主な成果 ・島根県では、巡回指導の導入に関する経緯と、具体的な手立て等を学ぶことができた。島根県では、県内5つの圏域にセンター校を配置して巡回指導を行うことで、県内全ての県立高校において通級による指導が受けられる体制を整えていた。視察校では、通級指導担当教員の専門性が非常に高く、適切なアセスメントに基づいた指導・支援を行っていた。 ・岐阜県では、通信制課程の通級による指導を視察した。生徒と実際に関わる時間に限りがあるため、生徒の課題を明確にした上で、課題に応じて言葉かけをしながら指導していた。 ・兵庫県では、定時制課程の通級による指導を視察した。担任だけでなく、通級による指導を受講する生徒に関わる全ての教員が支援しており、校内支援体制が整っていた。また、生徒のアセスメントを丁寧に行い、個別に指導していた。		

(3) 巡回先となる学校における校内支援体制の構築及び教員等の理解啓発

① 高等学校における特別支援教育に係る発達障害支援情報交換会

回	参加者	実施日	場所等	内容
1	・発達障害支援員スーパーバイザー ・発達障害支援員 ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター	4月11日	県吉田山会館	・高等学校における通級による指導 ・県内高等学校の発達障害支援
2		5月12日	県吉田山会館	・令和4年度末の中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実績 ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
3		8月18日	県吉田山会館	・特別支援学校特別支援教育コーディネーターと高等学校との連携 ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
4		10月2日	県合同ビル	・発達障害支援員による巡回指導 ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
5		12月4日	県吉田山会館	・発達障害支援員による巡回指導 ・チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」の確認 ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
6		12月25日	県栄町庁舎	・高等学校における通級による指導 ・特別支援学校特別支援教育コーディネーターによる巡回指導 ・発達障害支援員による巡回指導
7		1月19日	県総合文化センター	・発達障害支援員による巡回指導

				・特別支援学校特別支援教育コーディネーターによる巡回指導に向けて ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
8		3月 6日	県総合教育センター	・次年度の取組 ・県内高等学校の発達障害支援の現状についての情報交換
○主な成果 ・発達障害支援員が、県内の高等学校における発達障害支援の現状や支援のニーズ等に関する情報を共有することで、発達障害支援員が巡回指導をする際に役立てることができた。 ・発達障害支援情報交換会で共有した内容を参考に、発達障害支援員及び特別支援学校の教員による高等学校での校内研修（※3）を実施することで、高等学校の教員が校内支援体制の整備等に関して理解を深めることができた。				

※3：令和5年度は、発達障害支援員及び特別支援学校の教員による高等学校での校内研修を48回実施。

② 高等学校特別支援教育コーディネーター会議

回	参加者	実施日	場所等	内容
1	・発達障害支援員スーパーバイザー ・発達障害支援員 ・高等学校特別支援教育コーディネーター ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター	5月12日	オンライン	・高等学校における特別支援教育の充実 ・高等学校における通級による指導 ・県立特別支援学校センター的機能 ・情報交換会（地域別） テーマ：ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の工夫について
2		10月2日	集合（特別支援学校特別支援教育コーディネーター会議合同開催）	・中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ ・特別支援学校のセンター的機能を活用した高等学校における支援 ・講演：「高等学校における通級による指導について」 宮崎県教育委員会特別支援教育課指導主事 ・情報交換会（地域別） テーマ：各校の特別支援教育に係る課題
3		1月19日	集合 オンライン	・チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」の確認 ・高等学校における通級による指導 ・特別支援教育の推進に係る年度替わりの対応 ・講演：「高等学校における特別支援教育の推進」 三重大学教育学部 教授 （元兵庫県立西宮香風高等学校長）

○主な成果

- ・高等学校における特別支援教育を推進するため、通常の学級における学習上又は行動上の著しい困難のある生徒を支援する手立てとして、視覚支援や授業の見通しなど授業のユニバーサルデザイン化の取組を年間テーマとして取り上げるなど、各校での実践事例を共有することができた。
- ・講演では、他県での高等学校における通級による指導の実践を紹介し、通級による指導だけでなく、校内支援体制を整えることが効果的な通級による指導につながるなど、本県での取組の参考とすることができた。
- ・チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」を作成し、大学での取組を紹介することにより、高等学校段階として必要な支援（合理的配慮）や校内体制の整備等について、改めて考える機会とすることができた。

③ チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」の配付及び周知

学生が修学上の「合理的配慮」の提供を受けるためには、学生及び保護者が困難さを認識し、大学等の支援センター等に自ら支援を求める必要があることから、チラシ「大学等へ進学されるみなさんへ」を作成し、高等学校の生徒に配付した。また、県立校長会や高等学校特別支援教育コーディネーター会議等でも周知し、管理職や教員に対して生徒が在籍中に困難さを自己認知するとともに、自分で必要な支援を求める力を身に付ける必要があることを伝えた。

5. 今後の課題と対応

本県において発達障害を含む特別な支援が必要な生徒への支援が全ての地域、学校において変わりなく、継続的に実施できるよう、引き続き、効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けて検証する。また、経験の浅い教員の専門性の向上や指導的立場の教員等の育成が必要であることから、令和6年度は、以下のとおり取組を進める。

- (1) 発達障害支援員及び特別支援学校特別支援教育コーディネーターが実施する巡回指導の事例を増やす。
- (2) 特別支援学校特別支援教育コーディネーターが巡回指導を行う。
- (3) 通級による指導を実施する高等学校において、生徒が学んだスキルを通常の学級でも発揮できるよう、教員間での理解を深めるなど校内支援体制の整備を更に進める。
- (4) 発達障害支援を担う教員としての資質向上に関する指標に基づいた研修及び発達障害支援メンター研修を実施する。
- (5) 全日制の高等学校において、通級による指導の拡充を検討する。

6. 問合せ先

組織名：三重県教育委員会

担当部署：三重県教育委員会特別支援教育課